

令和3年4月1日
北山村住民福祉課

総合事業サービスの北山村被保険者の利用に関する
村外事業者の指定方針について（区域外指定）

総合事業サービスの事業者の指定は、各市町村内において効力が発生するため、北山村の被保険者が北山村外の事業所を利用する場合は、当該事業所は北山村の指定（区域外指定）を受ける必要がある。

そこで、総合事業サービスについては、指定した保険者が指導等も行うことを鑑み、北山村では次のように取り扱うこととする。

なお、住所地特例対象者については、施設所在市町村の総合事業サービスを利用することが可能であるため、区域外指定の必要はない。

○村外事業所の新規指定

村外事業所の新規指定は行わないことを原則とするが、次の条件のいずれも満たしている場合は区域外指定を行う。

ただし、（４）については、当該被保険者が災害からの避難やDV 被害者であること等から住民票を異動することができない場合については、個別に協議するものとする。

- （１）当該事業所が、施設所在地の保険者における総合事業の指定（みなし指定を含む）を受けていること。
- （２）当該事業所が、北山村の総合事業の基準等に従って運営できること。
- （３）当該事業所が、北山村の近隣市町村に所在し、かつ、村内同種サービスの利用が不可能または著しく困難である場合。
- （４）北山村内に居住している利用者に対するサービスの提供を行うものであること。

※住民票を北山村から異動することなく村外に居住している北山村の被保険者が、村外事業所サービスの利用を希望する場合は、住民票を異動することが前提となります。